

時効について

【相談内容】

10年以上前に友人に10万円貸しましたが、友人たたが、友人たたので特に返済を求めるが、友人たたませんでした。最近、お金が必要になつたので返済を求めたら、友人が「あれは時効で消滅している」と言つて返してくれません。友人には返済の義務はないのですか。

【相談処理内容】

時効とは、ある事実状態が長期間継続した場合に、それが眞実の権利関係でなくともその事実状態を尊重してそれをそのまま権利関係として認める制度です。

時効には、時の経過により権利を得る「取得時効」と権利が消滅する「消滅時効」の2種類があります。

◆取得時効

他人の物を一定期間継続して占有する者にその所有権を与える制度です。

占有期間については、善意無過失（自分の所有物であると信じ、かつ、そう信することに過失がない場合）のときは10年、そうでないときは20年です。

◆消滅時効

消滅時効は、権利を一定期間行使しない場合に権利を消滅させる制度で所

有権以外の財産権はすべて消滅時効にかかります。消滅時効のほとんどは、金銭債権の請求権です。時効期間は法律で定められていますが、おおまかにいえば民事上の債権は10年で商行為による商事上の債権は5年で消滅します。そのほか特例として多くの短期消滅効が定められています。

◆その他の時効

民法で定める消滅時効は下表のとおりですが、それ以外にも日常生活に關係のあるものとして、次のようなものがあります。

- ① 労働者の給料・手当その他の請求権は2年で、退職手当の請求権は5年で消滅します。
- ② 税金など国及び地方公共団体に対する債権・債務は、5年で消滅します。
- ③ 国民年金などの公的年金において、保険料の徴収や還付を受ける権利は2年で給付を受ける権利は5年で消滅します。

◆時効の中斷

債権を時効にかけないために時効の進行を止めることを時効の中斷といいます。が、民法で定める時効の中断事由は、次の3つです。

- ① 請求
- ② 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分
- ③ 承認

このうち①の請求については、口頭

による請求や内容証明郵便による請求だけでは中断の効力が生じません。

6ヶ月以内に裁判上の手続きをとる必要があります。

また、③の承認は債務を承認する行為で、利息の支払いや担保の提供などです。時効の中断があれば、それまでの時効期間はご破算となり、中断の事由が終了した時から新たに進行します。

◆時効の援用

時効は、時効の利益を受ける者が援用（主張）しなければその効果は生じません。たとえば、裁判で債権の時効が問題になっている場合、裁判官はその債権が時効で消滅していることを知っていても、当事者がそのことを主張しなければ、時効の効果は生じないとということです。

※ 自由国民社の「口語民法」による。